

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
申請2回目含む

(表)

京都府奨学のための給付金のご案内

R7年度
概要版

- 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。希望者は別々の手続きが必要です。

- 返済する必要のない給付金です。

注

新入生の方で、新入生対象の一部早期給付4～6月分(申請1回目)を申請した方は、今回、7～3月分(申請2回目)の申請が必要です。ただし、申請1回目を申請された方でも令和7年度の住民税所得割額が課税されている場合、申請2回目は対象外です。

「京都府奨学のための給付金」の申請希望者のうち、一部早期給付を			
申請した方		希望しなかった方	
申請① (5月案内)	申請①の申請済み ●支給額:裏面表中①の金額 ●支払時期:7月末以降	申請①の手続きは不要	
	申請②の手続きが必要 ●支給額:裏面表中②の金額 ●支払時期:10月末以降	申請②の手続きが必要 ●支給額:裏面表中③の金額 ●支払時期:10月末以降	
申請② (6月下旬～案内予定) 今回案内			

◆ 対象者について 基準日(令和7年7月1日)現在

基準日現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(親権者全員)の令和7年度道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)、又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること(専攻科においては課税世帯の一部も支給対象になります。)
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住していること。
- ③ 高校生等が、「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」の対象であること。
- ④ 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅費又は特別育成費の給付を受けていないこと(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制の場合は4回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。

※「学び直し支援金」受給対象者は通算4回(定時制・通信制の場合は6回)以上給付を受けていないこと。

◆ 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を7月中に提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は住民税の課税(非課税)証明書等です。

詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

注

保護者等(親権者全員)が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は在学する学校へお問い合わせください。

(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧が掲載されています。)

裏面もご覧ください

◆ 給付額（年額）について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制、専:専攻科)	新入生の方に 案内済		今回申請可 (①申請済の方は②)	
	①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)※	③一部早期 給付以外 (年額)	
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8, 075円	24, 225円	32, 300円	
住民税所得割非課税(全・定)	35, 925円	107, 775円	143, 700円	
住民税所得割非課税(通)	12, 625円	37, 875円	50, 500円	
生活保護(生業扶助) ・住民税所得割非課税(専)			50, 500円	
年収目安270万円～ 380万円の世帯(専)			10, 100円	
年収目安380万円～ 600万円の多子世帯(専)			10, 100円	

※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。ただし、令和7年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

◆ 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金	京都府高等学校等修学資金
京都府高校生給付型奨学金	交通遺児奨学金

◆ 問い合わせ先 (※私立高校分は京都府文化生活部文教課(075-414-4516)が所管しています。)

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話075-414-5043）